◇**外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律**（法律第一一九号）（農林水産省）

一　外国人漁業の規制に関する法律の一部改正関係

1　本邦の水域における外国人による漁業等の禁止に係る違反に関する罰則の強化

本邦の水域における外国人による漁業、水産動植物の採捕、採捕準備行為及び探査の禁止に係る違反に関する罰金の額の上限を、四〇〇万円から三、〇〇〇万円に引き上げることとした。（第八条の二関係）

2　立入検査の拒否等に関する罰則等

漁業監督官又は漁業監督吏員による検査に関する規定を漁業法とは別に設けることとし、その拒否等に関し、漁業法における罰則（六月以下の懲役又は三〇万円以下の罰金）より重い罰則（六月以下の懲役又は三〇〇万円以下の罰金）を設けることとした。（第六条の二及び第九条の三関係）

二　排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部改正関係

1　我が国の排他的経済水域における外国人による漁業等の禁止又は許可に係る違反に関する罰則の強化

我が国の排他的経済水域における外国人による漁業及び水産動植物の採捕の禁止又は許可に係る違反に関する罰金の額の上限を、一、〇〇〇万円から三、〇〇〇万円に引き上げることとした。（第一七条の二関係）

2　立入検査の拒否等に関する罰則等

漁業監督官による検査に関する規定を漁業法とは別に定めることとし、その拒否等に関し、漁業法における罰則より重い罰則（三〇〇万円以下の罰金）を設けることとした。（第三条第二項、第一五条の二及び第一八条の二関係）

三　経過措置

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

四　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行することとした。

◇**日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律**（法律第一二〇号）（環境省）

1　法律の題名の変更

法律の題名を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」に変更することとした。（題名関係）

2　会社の目的

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）は、中間貯蔵の確実かつ適正な実施の確保を図り、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することに資するため、中間貯蔵に係る事業を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理その他環境の保全に資するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業並びに環境の保全に関する情報及び技術的知識の提供に係る事業を行うことを目的とする株式会社とすることとした。（第一条関係）

3　国の責務

㈠　国は、中間貯蔵及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の確実かつ適正な実施の確保を図るため、万全の措置を講ずることとした。（第三条第一項関係）

㈡　国は、㈠の措置として、特に、中間貯蔵のために必要な施設を整備し、及びその安全を確保するとともに、当該施設の周辺の地域の住民その他の関係者の理解と協力を得るために必要な措置を講ずるほか、中間貯蔵開始後三〇年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとした。（第三条第二項関係）

4　株式の政府保有

政府は、会社が中間貯蔵に係る事業又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業を営む間、会社の発行済株式の総数を保有していなければならないこととした。（第四条関係）

5　政府の出資

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができることとしたとともに、会社は、当該政府の出資があったときは、その出資により増加する資本金又は準備金を、7の経理の区分に従い整理しなければならないこととした。（第五条関係）

6　事業の範囲

㈠　国、福島県、福島県内の市町村その他環境省令で定める者（㈡において「国等」という。）の委託を受けて、中間貯蔵を行うこととした。（第七条第一項第一号関係）

㈡　国等の委託を受けて、福島県内除去土壌等の収集及び運搬を行うこととした。（第七条第一項第二号関係）

㈢　国の委託を受けて、㈠及び㈡の事業に関する情報及び技術的知識の提供並びに調査研究及び技術開発を行うこととした。（第七条第一項第三号関係）

㈣　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行うこととしたこと並びに環境の保全に関する情報及び技術的知識の提供を行うこととした。（第七条第一項第四号及び第五号関係）

㈤　㈠から㈣に掲げる事業に附帯する事業を行うこととした。（第七条第一項第六号関係）

7　区分経理

会社は、中間貯蔵に係る事業又はこれ以外の事業ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないこととした。（第一六条関係）

8　課税の特例

5の政府の出資があった場合において会社が受ける資本金の額の増加の登記については、登録免許税を課さないこととした。（第二一条関係）

9　検討

政府は、平成三九年三月三一日までの間に、中間貯蔵の状況、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の状況その他の状況を勘案しつつ、会社の組織及び事業全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとした。（原始附則第三条関係）

10　施行期日等

㈠　政府は、この法律の施行後七年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第九条第一項関係）

㈡　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇**ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律**（法律第一二一号）（厚生労働省）

1　国は、特定配偶者等（ハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者の死亡の当時生計を共にしていた配偶者又は一親等の尊属のうち、当該退所者に扶養されていたことのある者として厚生労働省令で定める者であって、現に日本国内に住所を有するもの（当該死亡後に婚姻をした者を除く。）をいう。）に対し、その者の生活の安定等を図るため、特定配偶者等支援金を支給することとした。この場合において、特定配偶者等支援金の支給を受けるべき者が配偶者及び一親等の尊属であるときは、配偶者に支給することとした。（第一五条第二項関係）

2　租税その他の公課は、特定配偶者等支援金を標準として、課することができないこととした。（第一五条第五項関係）

3　この法律は、平成二七年一〇月一日から施行することとした。

◇**医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律**（法律第一二二号）（厚生労働省）

1　指定薬物等である疑いがある物品に係る規制の見直し

㈠　検査命令及び販売等停止命令の見直し

(1)　検査命令及び販売等停止命令の対象物品に「指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品」を加えることとした。（第七六条の六第一項関係）

(2)　販売等停止命令の対象行為に広告を加えることとした。（第七六条の六第二項関係）

㈡　指定薬物等である疑いがある物品に係る広域的な規制の導入

(1)　厚生労働大臣は、厚生労働大臣又は都道府県知事が販売等停止命令をしたときにおいて、その対象となった物品のうちその生産及び流通を広域的に規制する必要があると認める物品について、これと名称、形状、包装等からみて同一のものと認められる物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で陳列し、又は広告することを禁止することができることとした。（第七六条の六の二第一項関係）